



昭和30年10月15日印刷  
昭和30年10月20日発行

奈良市民だより  
【第49号】

発行所  
奈良市役所  
編集者 市民課長 大西一之  
発行人 大西一之  
印刷所 共興印刷工業

# 財政白書公表さる

## 財政再建計画を策定中

財政白書は法律の定めるところにより、普通地方公共団体の長が「毎年二回以上、予算の使用状況並びに財政、公債及び一時借入金等の現在高その他の財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に報告しなければならない」ということになっており、本市では毎年五月一日と十一月一日の二回に公表してまいります。

本号では紙面の関係で全文を掲載することは出来ませんが「奈良市公報」の紙上において公表致しております。昭和二十九年下半期における市財政の概況は、全国的に財政の窮乏化が顕著な傾向にある中、本市も例外なく、このため予算の執行に支障をきたすこととなり、収入の見通しをたてた上、極力支出削減を断行して、たかだか数億円の赤字を計上した。この赤字は、政府の補助金や地方債の発行によって補填されたが、今後もこの傾向が続くことが予想され、財政再建の急務であることが明らかになった。



写真は秋の奈良公園

# 税金は納得づくで速かに納付しよう

税金を納めるときは、だれでもたどられるべき道です。税金は、その税金がいつ、どこに納められるか、という点をよく理解し、速かに納付することが、市民としての権利と義務です。

## 新築専用住宅に対する固定資産税は軽減

昭和三十一年一月二日から昭和三十三年一月一日までの間に新築された床面積二十坪以下の専用住宅は、固定資産税の軽減措置を受け、通常の税率の二割に引き下げられます。

## 無鑑札の自転車 直ちに鑑札を受けて下さい

自乗車は市条例の定めにより「所有権を取得又は喪失した日から十日以内」に市に届出をしなければならぬことになっております。無鑑札の自転車は、直ちに鑑札を受けてください。



皆さんの納めた税金は、道路を改良し、住宅を建て、皆さんの生活を良くするために使われます。

# 去る市議会における行政機構改革 收税課を新設し地区連絡係を充実

## 各支所はそれぞれ出張所に変更

本市の行政機構は去る市議会での決断により、十月一日から新発足することになりました。その中で、従来の課制を廃止し、新設の課制に移行することになりました。

## 国連協会奈良市支部創立 市民有志より会員募集中

国際連合協会奈良市支部創立総会は去る九月十六日、市庁別館において、中山天理教真柱をはじめ、前国連大使、奈良市長、市議員、市民有志など、約五十名が出席し、支部の創立を決定しました。



78 1955

# 空気銃及飛出しナイフ 危険ですから取締られます

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、空気銃及び飛出しナイフの所持が厳しく制限されることになりました。市民の皆様は、この法律を遵守し、危険な行為を慎み、安全な生活を営むようにしてください。





